

電解次亜塩素水に関する規格について（案）

1 これまでの経緯

第7回農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）において、事務局から社会通念上一定の性質を持つと判断されない資材については、定義的な規格をもうけることについて提案があり、了承されたところである。

2．社会通念上一定の性質を持つと判断されない資材の問題点

(1) 資材の成分等が一定でないため、当該資材の安全性に関する試験を設計することが困難である。

(2) 特定防除資材はラベル表示の義務がないため、想定外の資材が流通し、農薬の使用者が常識の範囲内で使用しても、薬害や農産物の安全性に影響を及ぼすこと懸念がある。

3．電解次亜塩素酸水の規格

電解次亜塩素酸水については、第7回合同会合において規格案を提案したが、具体的な規格の確認が行われていない状況である。その後、第9回の合同会合において、電解次亜塩素酸水の生成装置は多様であり、また生成条件により違いが生じるため、条件を設定する等の検討が必要との意見があげられた。

そのため、特定防除資材の指定対象とする電解次亜塩素酸水の定義は、電解次亜塩素水関係団体に確認したところ、次の内容が考えられる。

「塩化カリウムまたは塩酸と飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH 6.5 以下、有効塩素濃度 10 ~ 60 mg/kg のもの」

表 電解次亜塩素酸水の基準案の比較

	関係団体の意見を取りまとめた事務局案	食品添加物の規格（参考）
規格の内容	<p>塩化カリウムまたは塩酸と飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH 6.5以下、有効塩素濃度10～60mg/kgのもの</p> <p>強酸性電解水及び弱酸性電解水が該当</p>	<p>定義</p> <p>本品は、塩酸または食塩水を電気分解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液である。本品には、強酸性電解水（0.2%以下の塩化ナトリウム水溶液を有隔膜電解槽内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液）及び微酸性電解水（2～6%塩酸を無隔膜電解槽内で電気分解して、得られる水溶液）がある。</p> <p>含量</p> <p>強酸性電解水 本品は、有効塩素 20～60 mg/kgを含む。</p> <p>微酸性電解水 本品は、有効塩素 10～30 mg/kgを含む。</p>